

埼 警 協 発 第 4 5 号
令 和 7 年 5 月 1 5 日

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県警備業協会
会 長 炭 谷 勝
労務委員長 井 出 雅 博

熱中症予防対策の徹底について（通知）

平素、当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度に全国で発生した職場における熱中症による労働災害は、過去 10 年で最も多く 1,195 人、うち死亡災害は 30 人となっています。熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約 5～6 倍となっており、その原因のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」です。万が一熱中症が発生しても早期に適切な対応をすることが重篤化させないために重要な対応となることから、下記の事項と埼警協 H P に掲載した別添の資料を参考にされ、熱中症予防を徹底されますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 4 月 15 日には労働安全衛生規則が一部改正され、令和 7 年 6 月 1 日から「職場における熱中症予防対策の措置」が義務付けられます。現在、埼玉労働局が実施している「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」内でも改正法令を周知しておりますので、リンク先の URL よりご確認ください。また、埼玉労働局の協力を得て行われている、熱中症対策の啓発・普及活動を行う際に必要な専門的な知識を学ぶことができる「熱中症アンバサダー講座」の URL も掲載しましたので、ぜひ、ご活用ください。

記

1 令和 6 年度の熱中症による死亡災害全体の概要

- (1) 総数は 30 件で、被災者は男性 27 件、女性 3 件であった。
- (2) 発症時、緊急時の措置の確認、周知していたことを確認できなかった事例が 21 件あった。
- (3) 暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 26 件あった。
- (4) 熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 15 件あった。
- (5) 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は 18 件あった。

2 熱中症による死亡災害の詳細（警備業）

年齢	気温	暑さ指数 (WBGT)	概要
50 歳代	34.4℃	32.6℃	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16 時頃、当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から 50m ほど先の民家に衝突する事故を起こした。意識があったものの緊急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
50 歳代	33.2℃	32.2℃	被災者は交通誘導警備業務を行っていたが、15 時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡した。

3 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リンクについて

リンク先 ⇒ [職場における熱中症対策](#)

4 熱中症アンバサダー講座について

リンク先 ⇒ <https://nccx.otsuka/sem/sam003936>

以上